

## 三菱原子燃料株式会社 防災総合訓練結果報告

### 1. 訓練目的

本訓練は「三菱原子燃料株式会社 原子力事業者防災業務計画 第2章 第7節」に基づき実施するものであり、今回の訓練では、防災組織員の災害対応に関する基本能力の維持及び原子力緊急事態への対応能力の向上を目的として、複合災害（原災法第10条、15条同時通報事象）を想定し、シナリオ非提示型で訓練を実施した。

### 2. 訓練実施日時及び対象施設

#### (1) 実施日時

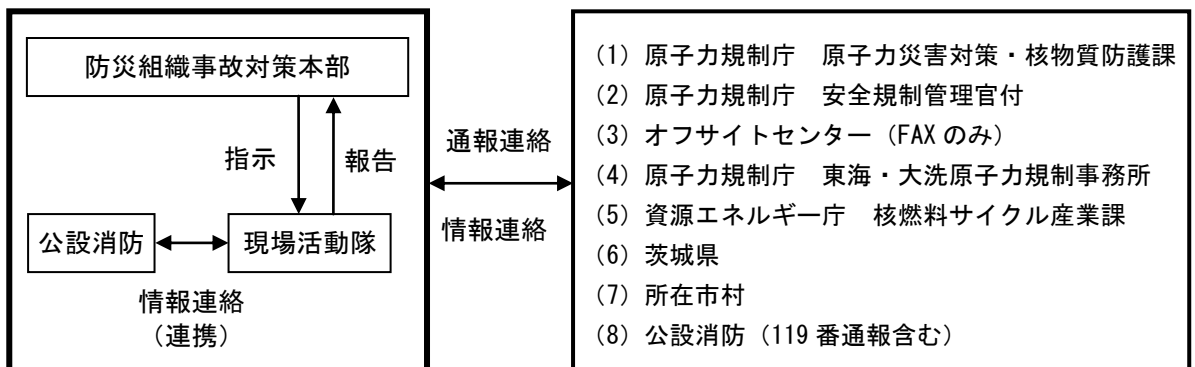
平成28年2月2日（火） 13:30～16:35

#### (2) 対象施設

成型工場 ペレット加工室及びフィルタ室

### 3. 実施体制、評価体制

#### (1) 実施体制



#### (2) 評価体制

事故対策本部及び発災現場に分けて訓練参加者以外の評価者を設け、訓練において確認すべき具体的な内容を記載したチェックシートにより、組織機能や通報・連絡などの緊急事態の対応を評価した。また、訓練終了後に訓練参加者から意見やコメントを募り、改善点等を抽出した。

#### (3) 参加人数

- ・ 訓練参加者： 106名（防災組織員）
- ・ 訓練評価者： 3名

### 4. 原子力災害の概要

- 成型工場 ペレット加工室に設置されているフードボックスにおいて、粉末混合装置によるウラン粉末の混合作業中に地震が発生。
- この地震により、粉末混合装置から発火（電気火災）し、フードボックス全体に延焼。

(作業者による初期消火では鎮火せず)

- 同時に、当該フードボックスの排気系統の高性能エアフィルタ（3F フィルタ室）が損傷し、フィルタ機能が喪失する。
- フィルタ機能喪失により、当該フードボックス内のウラン粉末が成型工場排気塔から直接屋外へ放出され、ダストモニタにより漏えいが検出され警報が発報する。
- 防災組織を招集し、事故対策本部を立ち上げる。
- 当該ダストモニタにおける計数率が、通報基準指示値を超えたことから、原災法第 10 条、15 条同時通報事象として非常時体制を発令し、火災と併せて原子力災害対応を実施。
- 事態収束を受けて、対策本部長により非常時体制を解除。
- プレス発表終了を受けて訓練終了。

## 5. 訓練の項目

防災総合訓練

## 6. 訓練の内容

主に以下の項目について、シナリオ非提示型で訓練を実施した。（シナリオ非提示に関しては、事前に防災組織員に対し「訓練計画書」により、想定災害、発災場所、ポイント等の説明を行い、訓練当日は、事務局（コントローラ）が必要に応じて情報を付与することで実施。）

### (1) 防災組織員の動員訓練

防災組織員緊急一斉呼出装置による動員訓練。

### (2) 通報・連絡訓練

電話連絡速報担当による関係機関への速報連絡並びに連絡班員による FAX 送信及び FAX 内容連絡。（第 1 報～第 4 報）

### (3) 公設消防隊との連携訓練

消防吏員への情報提供、現場誘導、消火活動の助勢等。

### (4) 環境モニタリング訓練

- ・各発災現場の空間線量、表面密度、空气中放射性物質濃度等の測定
- ・敷地境界の放射線モニタリング

### (5) 除染作業等の訓練

各発災現場の汚染を想定した除染、養生。

### (6) 応急措置（拡大防止措置）訓練

拡大防止措置として、屋外への放射性物質漏えい防止のための成型工場非常扉の目張り。

### (7) プレス発表訓練

- ・県及び県政記者クラブ幹事社との調整（模擬）
- ・プレス文作成、プレス派遣チームとの情報交換
- ・プレス発表

## 7. 訓練の評価

今回の訓練では、複合災害（原災法第 10 条、15 条同時通報事象）を想定し、さらにはシナリオ非提示型で訓練を実施したが、完全なシナリオ非提示での訓練実施は初めてであったため、多少の混乱や改善を要する事項も確認されたが、対策本部においては必要な対応についての的確に指示することができ、また現場活動隊においても本部からの指示に従い的確に対応することができた。また、火災現場においては公設消防との連携についても確認することができたことで、目的である防災組織員の基本能力の維持及び対応能力の向上が図れた。

各訓練内容に対しては以下のとおり。

### (1) 防災組織員の動員訓練

防災組織員一斉呼出装置による招集後、約 6 分後には本部が立ち上がり、迅速に参集することができた。

### (2) 通報・連絡訓練

電話連絡速報担当による関係機関への事象の速報連絡（第 1 報）は 15 分以内に速やかに実施することができた。第 2 報以降の FAX については、10 条・15 条通報様式は通常のトラブル様式とは記載すべき項目が異なることから、正確な情報入手、整理に手間取り、作成に時間を要してしまい、また予測線量の評価時刻の誤り、モニタリングポストの平常値の記載漏れが確認された。

### (3) 公設消防との連携訓練

公設消防による現場指揮所を設置した際の配置図面の提供、情報提供、現場誘導を的確に実施することができた。また、使用する消火器の準備等、公設消防の消火活動の助勢等も的確に行うことができた。

### (4) 環境モニタリング訓練

風向・風速及び排気塔の風下のモニタリング並びにモニタリングポストが設置されていない南北敷地境界における放射線モニタリングについても適切にデータ収集ができ、対策本部へ適時報告することができたが、予測線量の最大地点（方位／排気口からの距離）を求める作業に時間がかかった。

### (5) 除染作業等の訓練

各発災現場の除染や養生作業の状況、並びに空間線量、表面密度及び空气中放射性物質濃度等、適切に適時対策本部へ報告することができた。しかしながら、模擬の除染作業の際、放射線防護具の装着に関して、装着が完全ではない状況が確認された。

### (6) 応急措置（拡大防止措置）訓練

現場活動隊（設備技術班）により、屋外への放射性物質漏えい防止のため、成型工場非常扉の目張りを実施したが、現場活動隊長の指示により現場活動隊内で人員の割り振りを行い、迅速に対応することができた。

### (7) プレス発表訓練

プレス文に関して、地震による施設等の影響及び、原災法第 10 条及び第 15 条事象に該当することの説明はなかったものの、模擬プレス発表、記者会見（質疑応答）とも概ね適

切に対応することができた。

## 8. 前回訓練時の改善点の改善状況

下表のとおり、前回の要改善事項に対し改善を実施した。

	前回訓練時の要改善事項 (H27. 2. 3実施)	改善状況 (今回訓練への反映)
(1)	FAX報告項目 (モニタリング時間) に記載漏れがあった。	情報管理グループ統括の下に「FAXチェック担当」を設け、当該担当にチェックを行わせるようにしたが、今回の訓練でも誤記、記載漏れがあったため、継続して改善を図っていく。
(2)	FAX送信先の固定短縮番号登録に、廃止された社内組織番号が残っていた。	廃止された登録を削除するとともに、固定短縮番号登録先の再確認を実施済みであり、問題はなかった。
(3)	無線交信において、一部無線電波が弱くなるエリアがあった。	弱電エリアを調査し、マップを作成し防災ルーム等に常備した。これに基づき電波状態の良いエリアで交信を行うことができた。
(4)	シナリオ提示がなくても防災組織として機能的な活動が実施できるようにする。	シナリオ非提示型で実施したが、初めてであったため、多少の混乱や改善を要する事項も確認された。これら確認された事項 (「9. 今後に向けた改善」参照) の改善を実施し、今後も継続してシナリオ非提示型で訓練を行い、継続的な改善を図っていく。

## 9. 今後に向けた改善

今回の訓練において抽出された主な要改善事項及び改善策は下表のとおり。次回訓練までに改善を実施するとともに、今後も繰り返しシナリオ非提示にて訓練を実施し、継続的に改善を図っていく。

	要改善事項	改善策
(1)	FAX (10条・15条通報様式) の作成に不慣れなため、正確な情報入手、整理に手間取り、時間を要してしまった。	10条・15条通報様式の記入例又は記入マニュアルを作成し、FAX作成班に教育を実施する。
(2)	FAXの作成において、上記同様、正確な情報入手、整理に手間取った結果、予測線量の評価時刻の誤り、モニタリングポストの平常値の記載漏れにつながってしまった。	上記 (1) の教育によって、精度の高いFAXを作成するとともに、FAXチェック担当にも同様の教育を実施する。また、時間等の誤り防止として、記載データの入手先に最終確認を行う。
(3)	予測線量の最大地点 (方位/排気口からの距離) を求める作業に時間がかかった。	各排気口を中心とした16方位線及び半径を変えた同心円を書き込んだ図面を排気口毎に用意し、事故時の風向に応じて排気口から敷地境界までの距離を即座に推定できる図面を防災

	要改善事項	改善策
		ルームに常備することにより、作業時間の短縮を図る。
(4)	模擬の除染作業の際、放射線防護具の装着に関して、装着が完全ではない状況が確認された。	放射線防護具等を装着した際は、装着状態に不備はないかなど、作業者同士の相互確認を行うことを次回訓練では確実に実施する。

以 上